

京丹後市人権教育・啓発推進計画

概要版



平成21年3月
京丹後市

基本理念



京丹後市では、人権教育・啓発に係る施策を総合的に進めるために「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

計画策定の主旨

人権に関わる様々な問題が存在しています。

現代の社会では、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、同和地区出身者や障害のある人、外国人などへの差別など、様々な場面で依然として深刻な問題が数多く発生しています。

こうした問題の解決を図るためには、すべての人の基本的人権を尊重するための人権教育・啓発に一層積極的に取り組む必要があります。

人権教育・啓発の推進は地方公共団体の責務です。

2000年（平成12年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

京丹後市は、地方公共団体として法律の責務に応え、計画を策定し、計画に沿って人権教育・啓発を推進していきます。

計画の目標〔目標年次：2018年（平成30年）〕

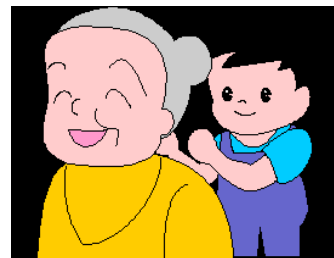
人権という普遍的文化の構築

すべての人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京丹後市において構築することを目標とします。

人権教育・啓発の視点

次の点に留意して推進します。

- ① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ② 一人ひとりを大切に人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 身近な問題から考える人権教育・啓発



人権問題の現状等



同和問題

これまでの取組により、生活環境は改善され、差別意識や偏見も解消に向けて進んでいますが、意識調査結果などから結婚にかかわる問題など依然として根強く存在していることがうかがえます。心理的差別の解消が今後の課題です。

施策の方向

- 同和問題が正しく理解されるような効果的な教育・啓発活動を工夫し積極的に進めます。
- 公民館などを有効に活用した取組の実施により住民間の相互理解を深め、真に人権が尊重される地域づくり・人づくりを進めます。

女性の人権問題

現代でも依然として「男性のほうが女性よりも優遇されている」傾向にあります。またDVにより女性が身体的・精神的暴力を受けている実態もあります。相談体制の充実や被害者保護などの体制づくりが求められます。

施策の方向

- 「デュエットプラン21」に基づいて、男女共同参画を進めます。
- 教育・啓発を通してDV行為の防止に努め、関係機関と連携して被害者への支援と相談体制づくりを進めます。
- 女性の社会参画が進むよう、保育・介護サービスの充実により、家庭と仕事の両立支援を進めます。

子どもの人権問題

急激な少子化により、家庭や地域社会の子育て力が低下しています。児童虐待や有害情報のはんらん、学校におけるいじめや不登校も深刻な問題です。子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進する必要があります。

施策の方向

- 「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」に基づいた施策を進めます。
- 地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムづくりを進めます。
- 子どもの問題に関する相談指導体制の充実を進めます。
- 子どもの権利について、イベントなどを通じて啓発に努めます。

高齢者の人権問題

急激な高齢化に伴い、一人暮らしや介護を必要とする高齢者が増加しています。虐待など深刻な高齢者の人権侵害も発生しています。福祉や介護サービスの質の向上に努めるとともに高齢者の社会参加と自立を進める必要があります。

施策の方向

- 「京丹後市高齢者保健福祉計画」に基づいた施策を進めます。
- 関係機関との連携により、虐待を受けている高齢者を保護するための取組を進めます。
- 生きがい対策と社会参加に向けた取組を進めます。
- 高齢者の暮らしやすいまちづくりを進め、高齢者の人権について啓発に努めます。

障害のある人の人権問題

障害のある人に対する十分な理解が進んでいないのが現状です。
障害に対する理解を深め、心のバリアを取り除いていくことが課題です。また、生きがいづくりの場の提供や雇用・就業のための対策も課題です。

施策の方向

- 「京丹後市障害者計画」に基く、体制整備を進めます。
- 障害に関する理解を進め、人権尊重意識を高める取組を進めます。
- 地域の中で潤い豊かな生活を送れるよう、生きがいづくりを支援します。
- 雇用・就労の場の拡大を進めます。

外国人などの人権問題

言葉や生活習慣の違い、お互いの理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題があります。
年金や教育、住居、働き場所、結婚などの問題も指摘されています。

施策の方向

- 異なる文化や考え方を理解できる「心の国際化」を進めます。
- 外国籍市民が市民の一員として地域づくりに参画できる取組を進めます。
- 外国籍市民の人権についての正しい理解と認識を広げるための効果的な啓発の取組を進めます。

患者等の人権問題

- エイズ
病気に対する偏見や差別が感染者を潜在化させ、さらに感染の拡大につながる危険性があります。
- ハンセン病
病気に対する理解不足や偏見から、患者や家族に対する社会的な偏見や差別が存在します。

施策の方向

- エイズ
学校教育や社会教育において、正しい知識の普及を行い、偏見や差別をなくすための啓発活動を進めます。
- ハンセン病
正しい知識を普及させ、偏見や差別を解消するための積極的な啓発活動を進めます。



その他の様々な人権問題

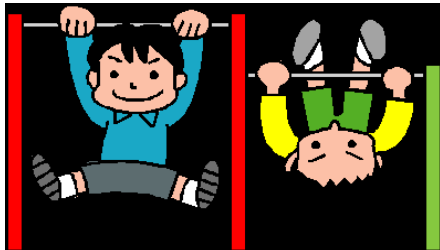
- 犯罪被害者等
 - ホームレス
 - インターネットによる人権侵害
 - 個人情報の保護
 - 性同一性障害
 - 刑を終えて出所した人
 - アイヌの人々
-など



教育・啓発の推進

保育所・幼稚園

- 保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、他の子どもたちとの関わりの中で人権を大切にすることを育むことができるよう、保育・教育活動の推進に努めます。
- 職員に対する研修の充実を図ることによって人権問題や人権教育に関する認識を深め、指導力の向上に努めます。



学校

- 一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう学習内容や指導方法の改善に努めます。
- 人権教育に効果的な教育実践や学習教材などの収集に努めます。
- 各学校で、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- 家庭や地域社会などとの連携、協力を得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- 人権教育に関わる教職員研修を推進し、教職員の人権に関する認識を深め、指導力の向上に努めます。

地域社会

- 様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館などを拠点として学習機会を提供します。
- 地域社会における人権教育・啓発の指導者の養成に努めます。
- 学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- 学校教育との連携を図りながら、社会性や豊かな人間性を育むことのできる多様な体験活動の機会の充実に努めます。

家庭

- 家庭において親子ともに人権感覚が身に付くような学習機会の充実に努めます。
- 家庭への人権に関する様々な情報の提供に努めます。
- 子育ての不安や悩みに対する相談事業や相談体制の充実に努めます。
また、家庭、学校、地域の連携を強め、地域社会全体で子育てのできる環境づくりを進めます。

企業・職場

- 人権尊重意識の高い職場づくりや就労環境の改善、個人情報管理などが推進されるよう、企業の役員などを対象とした人権研修の充実と支援、啓発に努めます。
- 企業・職場における自主的な人権意識の高まりに向けた取組に対し情報提供と支援に努めます。

人権に特に関係する職業従事者に対する研修などの推進

教職員・社会教育関係者

- ☆各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員の人権教育に関する実践力や指導力の向上を図ります。
- ☆子どもの人権に関する相談に対応できるよう研修の充実に努めます。また、研修を通じて教職員の資質の向上を図ります。
- ☆社会教育関係職員及び関係者に対しては、人権教育に関する指導者として資質向上を図るための研修の充実に努めます。

医療関係者

- ☆人権意識に基づいたインフォームドコンセントの徹底や患者の対応が行われるよう、病院・診療所における人権教育・啓発の充実について指導・要請に努めます。
- ☆患者や家族の苦情に対応できる窓口の設置を図り、必要な指導を行うなど医療機関における人権意識の高揚を図ります。

保健福祉関係者

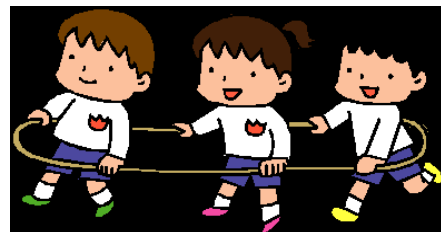
- ☆人権意識に基づいた判断力と行動力が求められていることから、人権意識の向上をより一層図るための人権教育・研修に取り組んでいきます。

消防職員

- ☆人権に関する正しい知識を修め、その重要性を認識しながら各種消防業務に適切に対応できるよう、人権意識の高揚に向けた教育・研修の充実を図ります。

市職員

- ☆職務内容に応じた人権研修を進め、人権意識の高揚を図ります。
- ☆より高い人権意識を育むために講演・講義方式に加えて討議方式などを取り入れた研修を行います。
- ☆人権に関する各種研修教材の整備と情報提供を努めます。
- ☆地域社会においても人権問題の解決に積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。



マスメディア関係者

- ☆活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。

計画の推進

指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するため、人権問題に関する指導者の養成を進めます。指導者研修には体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図ります。また指導者に対する継続的な情報提供を行い、その活動を支援します。

人権教育・啓発資料等の整備

発達段階や知識、習熟度に応じて、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料などの整備を推進します。

効果的な手法による人権教育・啓発の実施

幼児期からの発達段階や地域の実情などに応じて、学校教育、社会教育が相互の連携をとりながら、それぞれ必要な人が必要な資料を活用して人権教育に取り組めるよう図ります。

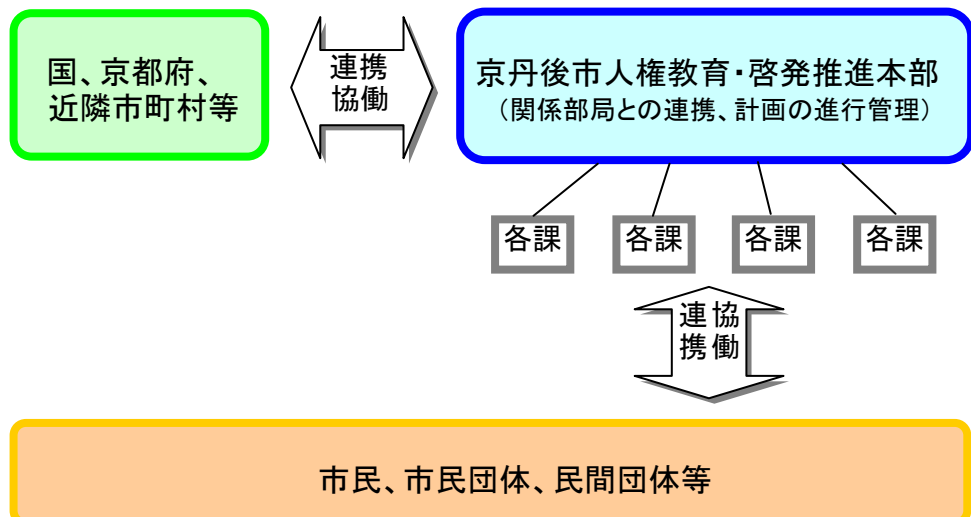
人権啓発については、市民が自ら進んで参加できる手法を積極的に取り入れ、全ての世代の、様々な職業の市民が参加しやすい開催方法やテーマを工夫します。

京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するため、国、京都府、人権啓発活動地域ネットワーク協議会、近隣市町村、関係団体及び民間団体と連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開していきます。



■計画の推進体制





京丹後市人権教育・啓発推進本部

(事務局：京丹後市 市民課)

【電話】
0772-69-0210

【ファックス】
0772-64-5660

